

仕様書

1. 委託業務名

定期水質検査（3項目）業務委託

2. 契約期間及び契約方法

平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とする。

契約方法は検査項目ごとの単価契約とする。

入札は、検査項目ごとの単価に契約期間内予定検体数を乗じ、3項目分を合算した総額見込額で行うものとする。また、内訳書（入札金額の算出の根拠となる見積書）を同封し提出すること。内訳書の書式については任意とする。

3. 業務内容

伊賀市上下水道部水道施設課が発注する給水栓及び原水における水道法第20条第1項に基づく定期水質検査項目のうち、非イオン界面活性剤、陰イオン界面活性剤、フェノール類の3項目の検査とし、詳細は以下のとおりである。

（1） 検査項目、予定検体数

項目／年度	H30	H31	H32	H33	H34	予定検体数
非イオン界面活性剤	55	55	51	51	51	263
陰イオン界面活性剤	55	55	51	51	51	263
フェノール類	55	55	51	51	51	263

詳細は別紙定期水質検査（3項目）予定表に示す。なお、状況によっては検体数が増えることや、緊急の検査を行うことがある。また、施設及び水源の状況により、毎年検体数の増減が生じるため、各年度ごとに予定検体数の見込を通知するものとする。

(2) 試料採取

試料は伊賀市上下水道部の担当職員が採水し、指定する場所（ゆめが丘浄水場）にて引き渡すものとする。採水容器等は受託者が用意し、検査日の1週間前までに担当職員の指定する場所に届けること。

(3) 採水日および緊急の検査について

採水は毎月2回程度行うが、試料を引き渡す日については担当職員と事前に協議すること。また緊急を要する水質検査が生じた場合は、収集日でなくても要請があれば速やかに収集・検査を行うこと。

(4) 検査方法

「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」（平成15年厚生労働省告示第261号）に基づいて検査を実施すること。

(5) 水質検査結果報告書について

水質結果書は検査終了後速やかに提出すること。書式については受託者の任意とする。なお、検査結果が基準値の1/5以上であるときは至急上下水道部担当職員へ連絡すること。

4. 支払い方法

月締めで翌月請求とし、受託者の発行する請求書により、請求日から30日以内に支払うものとする。ただし、3月期は3月末日までに請求するものとする。

5. 秘密の保持および再委託の禁止

受託者は本検査に際し知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。また、水質検査の全部又は一部の実施を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

6. その他の事項

- (1) 水道GLP認定水質検査機関であること。
- (2) 委託料には、検査に係る費用の他、採水容器及び運搬等に係る費用等一切を含むものとする。
- (3) 検査結果算出過程に作成した資料等の保存期間は5年間とする。また、要請があった場合は、その記録を速やかに提出するものとする。
- (4) 委託の各検査項目は、契約期間内に水質基準に関する省令（平成15年5月30日厚生労働省令101号[最終改正平成27年3月2日厚生労働省令第29号]）の改正により項目削除がなされた場合は、省令施行日より委託項目から除外できるものとする。
- (5) 検査や施設の状況等を確認するため検査施設への立入検査を実施できるものとする。
- (6) この仕様書に定めない事項及び疑問の生じた事項については、双方協議の上決定するものとする。

